

～農業経営者の皆様へ～

固定資産税の「償却資産」をご存じですか？

●償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（確定申告等において必要経費に算入されるもの）をいいます。

償却資産も土地及び家屋と同じように固定資産税が課税されますが、**償却資産を所有されている場合には、その資産について申告していただく必要があります。**

●償却資産の申告が必要な方は

毎年1月1日の時点で、さいたま市内に事業用の資産を所有されている個人又は法人です。自家消費用農産物の栽培・生産のみの方については、申告の必要はありません。

●農業経営を行っている場合、申告が必要な資産は

農業で使用している又は使用することができる、農業用ハウス(ビニールハウス)¹や農耕用車両(小型特殊自動車を除く)²、温室管理装置や乾燥機等の農業用機械設備ほか、保冷庫やパソコンなどの備品類も対象となります。

※1 屋根及び周壁をガラス等の恒久性がある資材で施工し、外気遮断性や定着性が認められる農業用ハウスについては、家屋として固定資産税の課税対象となる場合があります、その際は償却資産に該当しません。

※2 自動車税(種類割)、軽自動車税(種類割)の課税対象となる資産については償却資産に該当しません。

■償却資産の例

田植機



耕運機



農業用ハウス(ビニールハウス)



詳しくは、固定資産
(償却資産)申告の手
引をご覧ください。



■償却資産のお問合せ・申告書類提出先

さいたま市財政局南部市税事務所 資産課税課 償却資産係
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号

TEL 048-829-1186

FAX 048-829-1916